

## 九重町のことをもっと知りたい方へ！

1

## 九重町まちづくり出前講座

**内 容**／町民のみなさんに町の制度や事務事業を理解していただき、まちづくりを共に考えていくために地域での集まり等に行政職員が出向いて説明をするものです。

**講座時間** 平日 午前 9 時～午後 9 時までの間の 2 時間以内

**講座会場** 地区集会所や各地区公民館等、九重町内

**対 象**／町内在住、または町内の事業所に勤務する人で、原則 10 人以上参加が見込まれる団体等

**手 続 き**／①講座一覧表から希望する講座を選んでください。

②出前講座申込書を希望日の 2 週間前までに提出してください。

※申込書は各地区公民館に準備しています。

③受付後、講座の担当課からご連絡しますので、日時・内容等の打ち合わせをお願いします。

## 出前講座メニュー

\* 九重町まち・ひと・しごと総合戦略

\* 経営所得安定対策

\* マイナンバー制度

\* 議会のしくみと議員活動

\* 九重町の財政

\* 子育て支援事業

\* 人・農地プラン

\* 有害鳥獣被害防止対策

\* 介護保険、健康づくり、福祉

\* 人権問題

\* 安心・安全なまちづくり

\* 公共交通（コミュニティバス含む）

上記以外のメニューについても、お気軽にご相談ください。

申込み・お問い合わせ

社会教育課 社会教育グループ

☎76-3823

## 集会所の改修を補助します！

2

## 地区集会所改修事業

**内 容**／地区に設置している各種集会所の施設改修に係る経費の一部を補助します。改修や修繕によって老朽化した施設の耐用年数の延長を図り、高齢者や子どもたちにやさしく使いやすくなるための生活環境改善を目的としています。

※ここでいう地区とは、行政区または行政区の集合体になります。

**対 象**／各種集会所の施設耐用年数延長および生活環境改善のための改修で、総事業費 30 万円以上  
※この事業における各種集会所とは、行政区等が良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うために運営する施設で、当該行政区等の住民の利用に供され、その福祉の向上に寄与する施設になります。

**助成内容**／予算の範囲内において

・改修事業費の 3 分の 2 以内

・補助金限度額は 150 万円とする

※以前補助金を交付した集会所も申請は可能ですが、未実施の集会所を優先とします。

**手 続 き**／①事前の問い合わせについて

事業の内容や対象についてお気軽にご相談ください。

②受付期間について

第 1 次申込み期間：5 月 1 日（水）～ 5 月 31 日（金）

※第 1 次受付の申請状況により、予算の範囲で随時受け付けします。

③提出書類について

申請書類：補助金等交付申請書、収支予算書、事業計画書、見積書、現状写真、振込口座の確認できる書類

実績書類：補助金等交付請求書、収支決算書、修繕中の写真、実績報告書

④注意点：修繕完了後、完了検査の立ち合いをお願いします。

申込み・お問い合わせ

社会教育課 社会教育グループ

☎76-3823

## あなたのやる気応援します！

3

## まちの担い手応援事業

**内容**／幅広い視野と優秀な技術及び能力を身につけ、まちの担い手として主体的にまちづくりに関わる人、関わりたい人に対して補助する制度です。

**対象**／九重町に住民票を有し在住する人で、将来にわたり九重町の活性化・町づくりに寄与すると認められる人や団体

**助成内容**／下記の事業に対し、予算の範囲内で対象経費の50%～90%※の補助をするものです。

- ①地域づくり 自信と誇りを持てる地域づくりを目的とする研修等
- ②ものづくり 地場産業の活性化につながる技術研修等
- ③国際交流 国際的資質ともに、交流より相互理解を深める研修等
- ④介護福祉士、ホームヘルパー1,2級、子育て支援員、ケアマネージャー、主任ケアマネージャー、社会福祉士、大型自動車第2種免許の資格を取得するための講習等、補助額が10万円を超えるものについては、審査会による審査を行います。  
※補助率や補助額の上限は研修の内容により異なります。

《重要！》

事業完了後は、まちづくり（地区）協議会等や町内の関連する組織・団体等に加入し、町の人材バンクに登録することが要件となります。また、資格取得研修後は3年以上町内の事業所で業務に従事すること等が要件となります。

**手続き**／①補助の対象や内容、実施の時期についての相談等、お気軽にご相談ください。

②受付期間

申込受付は、年4回（5月末、7月末、9月末、11月末）※予算の範囲内での実施

③提出書類

申請書類：補助金等交付申請書、事業申請書、事業計画書、経費（計画）の内訳書、所要額証書、誓約書（資格取得のみ）、事業の内容がわかる要項等

実績書類：実績報告書、補助金等交付請求書、事業実績等、経費（実績）の内訳書、補助金精算書、研修のレポート（資格取得以外）、研修写真（資格取得以外）、領収書

④注意点

- ・申請→審査→採択→事業実施→実績報告となります。
- ・事業実施後の申請は認められません。
- ・審査には日数を要します。特に10万円を超える申請については、年4回の審査会を経て決定されますので、十分余裕をもって申請の手続きを行ってください。

申込み・お問い合わせ 社会教育課 社会教育グループ ☎76-3823

## あとつぎを応援します！

4

## 九重町あとつぎ促進奨励金事業

**内容**／町内において、生業（生活をするための主な事業）として家業の後継者となる方に対し、就業時の負担軽減を図るための補助金を交付するものです。

**対象**／町内に住所を有し、新たに家業の後継者となる50歳未満の方

**助成内容**／家業を継ぐための費用として50万円（定額）

**手続き**／①事前のお問い合わせが必要です。

②受付期間：令和6年4月1日～令和7年2月28日

③提出書類または申請に必要なもの

・補助金交付申請書、誓約書兼後継者証明書、町税等納付状況調書

④注意点

- ・予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。
- ・補助金交付後5年間、就業状況報告書の提出が必要です。  
注）農業者については、親元就農給付金事業（P32参照）をご利用ください。

申込み・お問い合わせ まちづくり推進課 地域振興グループ ☎76-3807

## 新規起業を支援します！

5

## 九重町起業支援事業

**内 容**／町内における産業の担い手を確保し、定住促進と地域活性化を図るため、町内で新たに起業する者に対して補助金を交付するものです。

**対 象**／新たに起業する者で、申請日において18歳以上65歳未満であり、開業時点において、町内に住所を有すること

**助成内容**／【補助対象経費】 起業のために必要な経費で、設備・機械装置・工具・構築物の購入、改良、借用又は修繕に関する経費、物品の購入に関する経費、原材料費、外注加工費、試験検査等の委託費、専門家謝金、広告宣伝費等

【補助金の額】 補助対象経費の2分の1以内 上限50万円

**手 続 き**／次の書類に必要事項を記載し、申請してください。

補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書（町内在住者）、居住地における完納証明書（町外在住者）、起業計画書、補助事業に係る経費の見積書の写し

申込み・お問い合わせ 商工観光・自然環境課 商工・環境グループ ☎76-3150

## 特産品開発を支援します！

6

## 九重町特産品・加工品開発支援事業

**内 容**／地域経済の活性化を図るため、町内の農産品等を利用した特産品・加工品の開発にかかる費用を助成します。

**対 象**／個人にあつては、町内に住所を有し、法人にあつては町内に事業所を有するもの

**助成内容**／【補助対象経費】 特産品・加工品の開発のために必要な経費で、市場調査費、備品購入費、商標登録費、原材料費、外注加工費、品質検査費、専門家謝金、旅費交通費、広告宣伝費、その他町長が必要と認める経費

【補助金の額】 補助対象経費の3分の2以内 上限30万円

【補助期間最長】 3年間

**手 続 き**／①事前問い合わせが必要です。

②受付期間：令和6年4月1日～令和7年2月28日

③提出書類または申請に必要なもの

補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書、特産品・加工品開発計画書、補助事業にかかる経費の見積

④注意点：予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。

申込み・お問い合わせ まちづくり推進課 地域振興グループ ☎76-3807

## 定住促進を応援します！

7

## 空き家・土地バンク制度

**内 容**／町内の空き家を空き家バンクに登録し、移住希望者へ売買や賃貸を行うことで定住促進を図るものです。

**対 象**／町内に空き家を所有する所有者及び町内に移住を希望する利用者

**助成内容**／九重町空き家・土地バンクに登録した際に空き家活用定住促進事業が利用できます。

**手 続 き**／①事前問い合わせが必要です。

②受付期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

③提出書類または申請に必要なもの

【所有者】 九重町空き家・土地バンク登録申請書、同意書、身分証明書の写し、登記簿謄本

【利用者】 九重町空き家・土地バンク利用登録申込書、誓約書、身分証明書の写し

④注意点：空き家物件登録に関しましては、現地調査が必要になります。

申込み・お問い合わせ まちづくり推進課 地域振興グループ ☎76-3807